

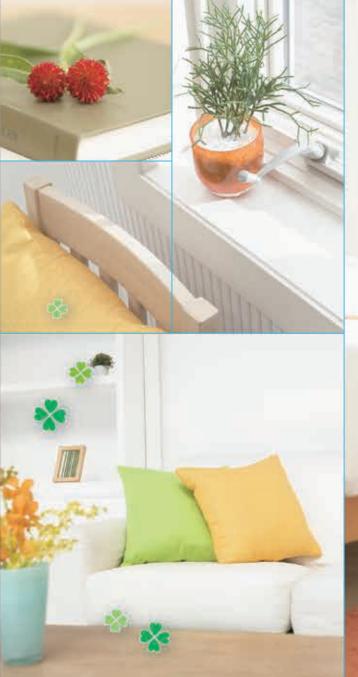
2017年1月1日以降保険始期用

アルファ

LIFE PARTNERA

ライフパートナー α (アルファ) [賃貸住宅総合保険]

賃貸住宅に お住まいの方におすすめします!





LIFE PARTNER は、大切な

住居に使用される借用住宅(住居のみに使用される「専用住宅」、店舗等との 「併用住宅」)に収容される『家財』が対象です。

安心その1 日常生活の安心をサポートする充実の補償



どによる損害を補償します。



- ※通貨・乗車券・預貯金証書は家財に含まれませんが、住宅内で生じた盗難に限り補償します。
- ている間に生じた損害を補償します。
- 也震火災費用の補償

冒害賠償事故の補償

●貸主さんへの損害賠償 ●日常生活での損害賠償

●生活用の通貨·乗車券·預貯金証書の盗難損害を補償します。

- ■保険の対象となる家財を収容する住宅から転居のために家財を運送し
- 偶然な事故で保険の対象となる家財を収容する住宅が損害を受け、貸主さんと の賃貸借契約に基づき、自己の費用で修理した場合に支出した費用を補償します。
- ▶地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が全焼または家財を収容す る住宅が半焼以上となった場合、地震火災費用を補償します。
- ●火災、破裂・爆発だけでなく給排水設備に生じた事故による水濡れなどにより借用住宅に損害 を与えた結果、貸主さんに対して法律上の損害賠償責任を負担することになった場合、損害 賠償金などを補償します。(借家人賠償)
- 保険の対象となる家財を収容する住宅の使用・管理または日常生活に起因する偶然な事故に より、他人の身体を傷つけたり他人の財物に損害を与えた結果、法律上の損害賠償責任を負 担することになった場合、損害賠償金などを補償します。(個人賠償)
- ●ルームシェア等の場合、「同居人被保険者特約」により同居人(※)の家財も保険の対象となります。 ▶同居人も上記5(損害賠償事故)の被保険者(保険の補償を受けられる方)として補償します。 (※)賃貸借契約または入居に際して契約者から不動産仲介業者もしくは住宅管理会社に提出される書面

安心その2**家財の損害に対する保険金は、新価(再調達価額(*1))を基準に 実際の損害額(※2)をお支払い

お支払いする損害保険金は保険金額(ご契約金額)を限度とします。

- (※1) 再調達価額:保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。 (※2)損害の内容によっては、お支払いする保険金に限度額や免責金額(*)があります。
- (*)免責金額:お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者 (保険の補償を受けられる方)の自己負担となります。

安心その3 示談交渉をサポート

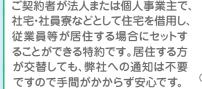
貸主さんへの賠償事故や日常生活における賠償事故が発生した場合、示談交渉をサポートします。

(※)日本国内において生じた賠償事故に限定します。

住宅から退去される場合は!

住宅から退去される場合、この保険 の解約手続(保険料を返還する場 合があります。)または契約内容の変更手続が 必要です。退去が決まりましたら、遅滞なく取扱 代理店・営業社員また

はお客さまセンターに ●引越● ご連絡ください。



法人等による借り上げ社宅・社員寮専用のプランがあります!!

ご契約者が法人または個人事業主で、



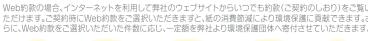


(注)居住する方の交替に伴い、家財の保険金額(ご契約金額)を変更する場合や 明記物件について変更がある場合は、その内容を通知いただく必要があります。

Veb証券」とは保険証券を発行せずに、弊社ウェブサイト上のマイページからご契約内容を閲覧いた く方法です。「Web証券」をご選択いただいたお客さまには、マイページ閲覧用のID・パスワード通知 書を郵送します。弊社ウェブサイトよりマイページにご登録後、ご契約内容を閲覧することができます。 ※法人がご契約者となる契約、明細書を利用する契約、質権を設定される契約等一部のご契約は「Web証券」をご選択いただけません ★MADA CHRISTICA SANISH NOTIFICATION OF STREET CONTROLLS CONT

せん。弊社ウェブサイトより閲覧ください。 ※地震保険をあわせてご契約いただいた場合、別途「地震保険料控除証明書」を送付します。







※Web約款をご選択いただいた場合、冊子での「ご契約のしおり」の送付は省略させていただきます。 弊社ウェブサイトよりWeb約款をご覧ください。

家財の補償と、日常生活での損害賠償や貸主さんへの補償をサポートします!!

① 火 災 8 盗 難 4 風災· ⑤ 住宅外部からの ⑥ 給排水設備に ⑦ 騒擾(じょう)・ 9 不測かつ突発的 10 水 災 ⑪ 通貨·乗車券· 明記物件のうち貴金属・ 台風、暴風雨、豪雨等に 預貯金証書 雹(ひょう)災・ 物体の落下・ 生じた事故等 集団行動等による な事故 よる洪水・融雪洪水・高 破壊行為等 雪災 飛来·衝突等 による水濡れ (破損・汚損等) の盗難 ごとに100万円が限度となります。 潮・十砂崩れ・落石等に 免責金額(*)3万円 より損害を受けた場合 航空機の墜落、車両の 対象となる 飛び込みなど |回の事故につき1 損害または床上浸力 損害保険金は保険金額(ご契約金額)を限度に実際の損害額 100% お支払い もしくは地盤面より 預貯金証書の盗難は 45cmを超える浸水 1回の事故につき11 帯ごとに200万円限度。 損害保険金の30%(1回の事故につき、100万円限度 焼け跡の整理・清掃費用、リサイクル費用等の実費(損害保険金の10%が限度) 消火薬剤の再取得費用等の実費 引越中の 1回の事故につき、100万円限度 修理費用の実費から免責金額(3,000円を差し引いた残額をお支払い(1回の事故につき、100万円限度) 保険金額の5%(1回の事故につき、300万円限度)

- . 保険の対象とならない次のものに生じた損害
- ・自動車(自動三輪車、自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
- ・通貨、預貯金証書、有価証券、クレジットカード、印紙、切手、乗車券等その他 これらに類するもの(生活用の通貨、乗車券、預貯金証書等の盗難で保険金 をお支払いする場合を除きます。)
- ・申込書に明記されていない、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・ 宝石等(ただし、「明記物件自動補償特約」で保険金をお支払いする場合を 除きます。)および設計書・帳簿等 2. ご契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意、重大な過失、法令
- 違反によって生じた損害 3. ご契約者、被保険者の所有または運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- によって生じた損害
- 4. 火災などの事故の際の紛失・盗難によって生じた損害
- 5. 家財が屋外にある間に生じた損害(申込書に記載の住宅から転居のために家財 を運送している間に生じた損害を除きます。)
- 6. 戦争、外国の武力行使、内乱、暴動によって生じた損害 7. 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 8. 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害
- 9. 保険の対象の欠陥、自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗 腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の損害
- 10. ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- 11. 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、 塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損で、 機能の喪失または低下を伴わない損害

|保険〈不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)の場合〉

- 1. 差押え・没収等公権力の行使によって生じた損害
- 2. 保険の対象に対する加工、修理または調整作業における作業上の過失または 技術の拙劣によって生じた損害 3. 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故また
- は機械的事故によって生じた損害
- 4. 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- 5. 詐欺・横領によって保険の対象に生じた損害

保険金をお支払いできない主な場合

- 6. 土地の沈下・隆起等によって生じた損害
- . 保険の対象のうち電球・ブラウン管等の管球類に単独に生じた損害
- 8. 楽器の弦の切断、楽器の打皮の破損または楽器の音色・音質の変化 9. 義歯、義肢、眼鏡、コンタクトレンズその他これらに類するものについて生じた損害
- 10. 携帯電話等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品について生じた損害 1. 携帯式電子機器(ノート型パソコン、携帯ゲーム機、電子手帳等)およびこれらの
- 付属品、ラジオコントロール模型およびその付属品について生じた損害
- 12. 自転車、原動機付自転車およびこれらの付属品について生じた損害
- 13. ヨット、モーターボート、カヌー、ゴーカート等について生じた損害 14. ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィンについて生じた損害
- 15. 動物、植物について生じた損害

- 」、ご契約者、被保険者、住宅の貸主の故意、重大な過失、法令違反によって生じた損害
- 2. ご契約者、被保険者、住宅の貸主の所有または運転する車両またはその積載物 の衝突・接触によって生じた損害
- 3. 戦争、外国の武力行使、内乱、暴動によって生じた損害
- 4. 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 5. 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害 6. 住宅の欠陥、自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、
- 浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の損害 7. ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- 8. 住宅の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の 剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損で、機能の 喪失または低下を伴わない損害
- 9. 不測かつ突発的な事故によって生じた次の損害
- ①差押え・没収等の公権力の行使によって生じた損害
- ②住宅に対する加工、修理または調整作業における作業上の過失または技術 の拙劣によって生じた損害
- ③不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない住宅の電気的事故または機 械的事故によって生じた損害
- ④詐欺・横領によって住宅に生じた損害
- ⑤土地の沈下・隆起等によって生じた損害
- ⑥電球・ブラウン管等の管球類に単独に生じた損害

賠償責任(共通)

- 1. ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた損害
- 2. 戦争、外国の武力行使、内乱、暴動によって生じた損害
- 3. 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 4. 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害
- 5. 被保険者が次の損害賠償を負担することによって被った損害 ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ②被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ③被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊について、その財物の正当な 所有者に対して負担する損害賠償責任
- ④被保険者が住宅を貸主に引き渡した後に発見された住宅の損壊に起因する 損害賠償責任
- ⑤被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑥航空機、船舶、車両(ゴルフカートを除きます。)、銃器等の所有、使用、管理に 起因する損害賠償責任

賠償責任(借家人賠償の場合)

- 1. 住宅の欠陥、自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、 浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の損害
- 2. ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- 3. 住宅の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の 剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損で、機能の 喪失または低下を伴わない損害
- 4. 不測かつ突発的な事故によって生じた次の損害
- ①差押え・没収等の公権力の行使によって生じた損害
- ②住宅に対する加工、修理または調整作業における作業上の過失または技術 の拙劣によって生じた損害
- ③不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない住宅の電気的事故または機 械的事故によって生じた損害
- ④詐欺・横領によって住宅に生じた損害
- ⑤土地の沈下・隆起等によって生じた損害
- ⑥電球・ブラウン管等の管球類に単独に生じた損害

損害賠償事故の補償

故による水濡れ、盗難またはその他の不測 火災をおこし、 かつ突発的な事故により、借用する住宅 に損害を与えた結果、貸主に対して法律

上の損害賠償責任を負担する場合



③日常生活での賠償事故を補償(個人賠償)



保険の対象となる家財を収容する住宅 の使用・管理または日常生活に起因す 植木鉢が落ちて る偶然な事故により、他人の身体を傷 つけたり、他人の財物に損害を与えた 結果、法律上の損害賠償責任を負担す る場合

ご契約に際してご確認いただきたい主な事項

- ①保険期間(ご契約期間)
- 1年から5年までの整数年となります。また、実際にご契約いただく保険期間については、申込 書をご確認ください。
- ②保険金額(ご契約金額)

実際にご契約いただく保険金額は申込書をご確認ください。なお、保険金額は再調達価額(保 険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額)を基 準に、過不足なく設定することをおすすめします。

保険料は保険金額、保険期間、建物の所在地・構造等により決定されます。また、実際にお 支払いいただく保険料については、申込書をご確認ください。なお、保険料払込みに関する特 約をセットした場合を除いて、保険料は、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まっ た後であっても、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払い

- できません。
- ④満期返戻金、契約者配当金 満期返戻金・契約者配当金はありません。

所約返戻金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。 なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過期間に対して所定の保険料を返還ま たは未払込保険料を請求させていただくことがあります。

ご契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)となる方は、ご契約締結の際、申込書 に記載された危険(損害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項のうち、弊社が 告知を求める事項(告知事項)についてご回答いただく義務(告知義務)があります。ご契約 者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知事項について事実をお申出いた だかなかった場合や、事実と異なることをお申出された場合には、ご契約を解除させていただく ことや保険金をお支払いできないことがあります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

で契約後にで留意いただきたい主な事」

间面知義務 等

ご契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)は、ご契約後、告知事項のうち以下の 項目(通知事項)に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を取扱代理店・営業社員またはお 客さまセンターに通知していただく義務(通知義務)があります。

- ・保険の対象の所在地
- ・建物の柱の種類・耐火性能区分
- ・建物の用法(住宅・共同住宅・店舗等)
- ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、遅滞なくご通知いただかなかっ た場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。
- また、ご契約者の住所が変更となるときは、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターに ご通知ください。
- 詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

②事故発生時の対応

ご契約いただいた保険契約で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業 社員またはセイフティ24コンタクトセンターにご連絡ください。事故のご連絡が遅れますと、保 険金のお支払いが遅れることや、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

保険金額(ご契約金額)の設定方法

1.家財の保険金額は、お客さまの家財の評価額と同額での設定をおすすめします。

保険金額を評価額と同額で設定すると、火災により家財が全焼した場合であっても、お支払いする保険金で家財を再取得することができます。

- ●保険金額とは・・・保険金をお支払いする事故が発生し、保険の対象となる家財に損害が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
- ●評 価 額とは・・・この保険の評価額は「新価(再調達価額(※))」を基準に算出します。(ただし、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、美術品 等の明記物件を除きます。
- (※)再調達価額:保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。

2.家財の評価額の算出

家財の評価額は、下記「家財簡易評価表 | を参考に、お客さまが実際に所有する家財に応じた評価額を算出ください。

家財簡易評価表(新価:再調達価額用)

(単位:万円 2014年4月現在)

S/(3) D/(3) D/(3)												
家族構成	2名		3名		4名			5名				
	大人1名	大人2名	大人2名	大人3名	大人2名	大人3名	大人4名	大人2名	大人3名	大人4名	大人5名	1名
世帯主年齢	小人1名	_	小人1名		小人2名	小人1名	_	小人3名	小人2名	小人1名	_	
27歳以下	490	540	620	670	700	750	810	790	840	890	940	
28歳から32歳	680	730	820	870	900	950	1,000	980	1,030	1,080	1,130	
33歳から37歳	990	1,040	1,120	1,170	1,200	1,250	1,310	1,290	1,340	1,390	1,440	310
38歳から42歳	1,210	1,260	1,350	1,400	1,430	1,480	1,530	1,510	1,560	1,610	1,660	
43歳から47歳	1,390	1,440	1,520	1,570	1,600	1,650	1,700	1,680	1,730	1,790	1,840	
48歳以上	1,470	1,520	1,600	1,650	1,680	1,730	1,790	1,760	1,820	1,870	1,920	

- (注1) 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、美術品等(明記物件)については、上表の評価額に含まれておりません。別途、市場流通価格で評価した 額を、上表の評価額に加算してください。また、申込書への明記も必要となります。
- (注2) 家族構成が1名の場合を除き、占有面積が33m²以下の住宅は上表の60%が標準的な評価額となります。
- (注3)上記に記載のない家族構成の場合は、家族構成が大人2名の評価額に、人数に応じて金額(大人1名:130万円、小人1名:80万円)を加算してください。 なお、大人は18歳以上、小人は18歳未満とします。

3.明記物件がある場合のご注意

- 以下のものは申込書に明記しないと保険金をお支払いできません。
-)1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品(以下、「貴金属・宝石等」といいます。)
- ②稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- 上記①の貴金属・宝石等については、市場流通価格を基準に保険金をお支払いします。
- 上記①の貴金属・宝石等の評価額は市場流通価格で算出ください。
- ※申込書に明記されていない上記①の貴金属・宝石等に、事故(引越中の損害を除きます。)が発生した場合には、「明記物件自動補償特約」により、保険の対象とみなして、保 険金をお支払いします(ただし、1個または1組ごとに30万円、1回の事故につき100万円が限度となります。なお、上記①の貴金属・宝石等とそれ以外の保険の対象にお支払い する保険金を合算した額が保険金額を超える場合には、保険金額から貴金属・宝石等以外の保険の対象にお支払いする保険金を差し引いた残額が限度となります。)。
- ※地震保険では、明記物件は申込書に明記しても保険の対象となりません。

地震保険もご契約ください

ライフパートナーα(賃貸住宅総合保険)では、地震・噴火・津波を原因とする火災、 **損壊、埋没、流失による損害は補償されません。**

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災(延焼・拡大も含みます。)、損壊、埋没、流失による損害だけでなく、 地震等により延焼・拡大したことによって家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

- ※ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただきます。
- ※地震保険は、単独ではご契約できません。ライフパートナーα(賃貸住宅総合保険)にセットしてご契約ください。
- ※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金の総額が11兆3,000億円(2016年4月現在)を超える場合、算出された支払 保険金の総額に対する11兆3,000億円の割合によって削減される場合があります。

	損害の程度	お支払いする保険金			
<u> </u>	全 損	地震保険金額の100% (時価が限度)			
家大半損財		地震保険金額の60% (時価の60%が限度)			
K/J	小半損	地震保険金額の30% (時価の30%が限度)			
	一部損	地震保険金額の5% (時価の5%が限度)			

■保険の対象とすることができるもの

家財(自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石等および設計書・帳簿等を除く)

■地震保険金額(ご契約金額)

ライフパートナー α (賃貸住宅総合保険)の保険金額の30%~50%の範囲内で設定して ください。ただし、他にご契約の家財の地震保険を含め、1,000万円が限度となります。

■割引制度について

間の安心サ

- ●住宅の免震・耐震性能に応じた保険料割引制度があります。割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要です。 なお、この割引は確認資料をご提出いただいた日以降の保険期間(ご契約期間)について適用されます。
- ①建築年割引:1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物の場合割51率109

※保険期間(ご契約期間)中にご利用いただけるサービスです

- ②耐震等級割引:住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級を有している場合 割手 耐震等級に応じて10%、30%、50%
- ③免震建築物割引:住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合 割事 5

「住まいのホットライン」で大きな安心を。

※フリーダイヤルの番号およびサービスの詳細につきましては、保険証券に同封の「ご契

- ②耐震診断割引:地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合 割引率 10%

(注)上記①~④の割引は重複して適用を受けることはできません。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

となります。

控除限度額は、

所得税50,000円

地震保険料控除制度に

よって、地震保険料は所

得控除の対象となります。

個人住民税25,000円

- 約のしおり|裏面をご覧ください なお、「Web約款」をご選択いただいた場合には、弊社ウェブサイトの「Web約款」に掲載 の"24時間の安心サポート「住まいのホットライン」のご案内"をご覧ください。

水まわりのトラブル・カギ開け

ガラス破損の応急対応、緊急出動サービス

<出張料は無料です!>

- ●お風呂の水が止まらない!
- ●外出先でカギを紛失し、家に入れない!! ●誤って、窓ガラスを割ってしまった!!

対象になりませんので、ご注意ください

- ●育児、いじめ・不登校などに関するご相談
 - ●ベビーシッター派遣業者・介護事業者のご案内
- 電話相談・情報提供サービス
- 次のようなとき、専門業者が応急対応します。次のようなご相談等にご利用ください。
 - ●夜間・休日の診療機関のご案内

 - ●急病などのときに専門の相談員がアドバイス
- ※専用ダイヤル(無料)を通さず、お客さまご自身で業者を手配した場合は無料サービスの

- ①サービスのご利用方法、注意事項については「ご契約のしおり」または弊社ウェブサイトの「Web約款」に掲載の"24時間の安心サポート「住まいのホットライン」のご案内をご覧ください。
 ②サービスを利用になれない地域・総島等)または時間帯があります。
 ③緊急出動サービスの対象は、ご契約の家財を収容する住宅のうち、ご契約者が居住する部分に生じたトラブルに限ります、マンミンの共有部分や上下水道の公的部分が原因の場合は作業の対象となりません。
 ③次の事由に記述する場合は、無料サービスの対象になりません。発生した費用はお客さまのご負担となります。

- 用はお客さぎのご食担となります。
 ◆専用ダイヤル(無料)を過さず、お客さまご自身で業者を手配した場合
 ◆給排水パイブの凍結によるトラブル
 ◆ 方ラスともにサッシが破損している場合
 ◆放意、軟争、地震・噴火またはこれらによる津波によるトラブル
 ◆ 学技が緊急性にかけると判断した場合
 ◆ 交換部品代、本修理の費用および特殊作業費用など
 ⑤ カギの紛失の場合、カギの種類およびドアスコーブの形状によっては、開錠作業費用の一部がお客さまのご負担となる場合があります。
 ⑥ ガラスとともにサッシも破損している場合は、サービスの対象となりません。
 ⑦ ご利用のサービスが保険金のお支払いの対象となる場合には、保険金としてのお取扱いとなります。
 ⑥ このサービスは、保険約款・特約に基づいたものではありません。
 ⑧ このサービスは、保険約款・特約に基づいたものではありません。また、サービズは手告なく穴容を変更または中止することがあります。
- また、サービスは予告なく内容を変更または中止することがあります。 ③ お客さまのお名前がご契約上確認できない場合など、防犯上の観点から
- サービスの提供をお断りすることがあります。 (⑩サービスは、弊社提携会社により提供しています。

賃貸住宅総合保険の補償内容

保険金をお支払いする場合 お支払いする保険金 申込書に記載の住字に収容されている家財が次の事故により損害を受けた場合 保除全額(ご契約全額)を限度として 実際の損害額をお支払いします。 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹(ひょう)災・雪災 ・損害を受けた保険の対象が修理できる場合、保険の対象を損害発生直前の状態に 5 住字外部からの物体の落下・飛来・衝空等 復旧するための修理費が損害額となります。ただし、修理に伴って生じた残存物がある ⑥給排水設備に生じた事故による水濡れまたは被保険者以外の者が占有する他の戸 場合は、その価額を差し引きます。 室で生じた事故による水濡れ ・貴金属・宝石等の損害額は市場流通価格が基準となります。 7)騒擾(じょう)・集団行動等による破壊行為等 ・明記物件のうち、貴金属・宝石等の盗難については、1回の事故につき、1個または ⑧盗難、盗難による汚損・損傷(通貨、乗車券または預貯金証書の盗難を除きます。) 1組ごとに100万円が限度となります。 9 ①~⑧および⑪以外の不測かつ突発的な事故(破損・汚損等) ・申込書に明記されていない貴金属・宝石等については、「明記物件自動補償特約」に ⑩水災(注) より、①~⑩の事故の際に、保険の対象とみなして保険金をお支払いします。(ただし、 (注)台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等により次の損害が生じた場合 1個または1組ごとに30万円、1回の事故につき100万円が限度となります。また、 1. 家財に、その再調達価額(保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の 貴金属・宝石等とそれ以外の保険の対象にお支払いする保険金を合算した額が保険 ものを再取得するのに必要な金額)の30%以上の損害が生じた場合。 金額を超える場合には、保険金額から貴金属・宝石等以外の保険の対象にお支払い 2. 家財を収容する住宅が床上浸水(*)または地盤面より45cmを超える浸水を被 する保険金を差し引いた残額が限度となります。) った結果、家財に損害が生じた場合。 ⑨不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)による損害については、損害額から免責 *床上浸水:家財を収容する建物の居住の用に供する部分の床(畳敷きまたは 金額(※)3万円を差し引いた残額をお支払いします。 板張り等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水 ⑪申込書に記載の住宅内で生じた生活用の通貨、乗車券または預貯金証書 (キャッ 1 通貨 乗車券の盗難

預貯金証書の恣難

として、実際の損害額をお支払いします。

罹災時諸費用

シュカードを含みます。) の盗難

家財

申込書に記載の住宅に収容されている家財が上記①~⑩の事故で損害を受け、保険金が支払われる場合

損害保険金の30%(1回の事故につき、1世帯ごとに100万円限度)

残存物取片づけ費用

家財

0

で損害が生じた場合

申込書に記載の住宅に収容されている家財が上記①~⑩の事故で損害を受け、保険金が支払われる場合

焼け跡の整理・清掃費用、リサイクル費用等の実費(損害保険金の10%が限度)

実費(消火薬剤の再取得費用等) 上記①~③の事故で損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合

1回の事故につき、100万円を限度として、実際の損害額をお支払いします。 申込書に記載の住宅から転居のために家財を運送している間に上記①~⑨の事故

・損害を受けた保険の対象が修理できる場合、保険の対象を損害発生直前の状態に 復旧するための修理費が損害額となります。ただし、修理に伴って生じた残存物がある 場合は、その価額を差し引きます。

1回の事故につき、1世帯ごとに20万円を限度として、実際の損害額をお支払いします。

1回の事故につき、1世帯ごとに200万円または保険金額のいずれか低い額を限度

- ・貴金属・宝石等の損害額は市場流通価格が基準となります。
- ・ ⑨不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)による損害については、損害額から免責 金額(※)3万円を差し引いた残額をお支払いします。

修理費用の実費から免責金額(※)3,000円を差し引いた残額をお支払いします。 上記①~⑩の事故により借用している住宅が損害を受け、貸主との賃貸借契約に基づき 用理 自己の費用で修理した場合 (1回の事故につき、1世帯ごとに100万円限度)

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が全焼または家財を 用災震 収容する住宅が半焼以上となった場合

家財の保険金額の5%(1回の事故につき、1世帯ごとに300万円限度) 借家人賠償責仟

火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れ、盗難または前記の事故以 外の不測かつ突発的な事故により、借用する住宅に損害を与えた結果、貸主に対して 法律上の損害賠償責任を負担する場合

損害賠償金および訴訟費用等(申込書に記載の支払限度額が限度)

個人賠償責任 申込書に記載の住宅の使用・管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身 | 損害賠償金および訴訟費用等(申込書に記載の支払限度額が限度) 体を傷つけたり、他人の財物に損害を与えた結果、法律上の損害賠償責任を負担する場合

他の保険契約または共済契約から保険金が支払われる場合などには、費用保険金のみをお支払いすることがあります。 (※)免責金額:お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者(保険の補償を受けられる方)の自己負担となります。

補償の重複に関する ご注意

被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複することがありますので、ご契約に際し ては、補償内容がご要望に沿った内容であることをご確認ください。

🛕 保険証券をお届けするために、転居前には、最寄りの郵便局に転居届を提出してください。提出がない場合は、保険証券が配達されないことがありますので、ご注意ください

商品・契約内容に関するお問い合わせは… 富士火災 0120-228-386

*携帯雷話・PHSからもご利用になれます。

●十日祝:午前9:00~午後5:00 除きます。

富士火災

事故の受付・ご相談は…

セイフティ24コンタクトセンター 0120-220-557 *携帯雷話・PHSからもご利用になれます。

電話番号はおかけ間違えのないようし 富士火災 お客さまの声室 0120-246-145 *携帯雷話・PHSからもご利用になれます。

弊社との間で問題を解決できない場合は… ご不満・ご要望のお申し出は. 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンタ 0570-022-808 *PHS・IP電話からは03-4332-5241 日:午前9:00~午後7:00 ●平日:午前9:15~午後5:00(12月30日~1月4日を除きます。 (年末年始を除きます。) ※雷話料金はお客さま負担となります。

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書をご用意していますので、必ずお読み ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

●保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」「クレジットカード払特約」「コンビニ払特約」をセットされた 場合などを除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。●ご契約後、1か 月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生したときは、遅滞なく取 月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●車故が発生したときは、遅滞なて取 扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタウトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号 が変更となった場合は、チみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●ごのパンフレット の内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人(代理店・営 業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契 新されたものとなります。なお、代理店は、撃斗との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領処距の発行、契約 件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っています。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、 幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代方を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連 業本まとたり、維金別個に保险数的、トラ電任各自いませ 帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎/門4-3-20 TEL. 03-5400-6000 (大代表) http://www.fujikasai.co.jp/



このパンフレットは環境負荷の少ない植物油インキを使用しています。 '16.7.60,000(F3897)(SK)[F410S]